

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4)			
日 時	平成 30 年 10 月 24 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 35 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、秋元・高橋（龍）・高野・ 中村（誠吾）・川畑・山田・横田各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、横田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

千葉委員が秋元委員に、中村吉宏委員が横田委員に、面野委員が高橋龍委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、新谷委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、立憲・市民連合、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎母子生活支援施設相愛の里について

まず、母子生活支援施設に関連して、質問したいと思います。

事務執行状況説明書に記載されています母子生活支援施設相愛の里についてです。平成25年度から29年度までの入所人数をお知らせください。

○（福祉）こども福祉課長

事務執行状況に掲載されております、各年度末における入所者の数について報告いたします。

平成29年度末35名、28年度末37名、27年度末38名、26年度末35名、25年度末38名でございます。

○高野委員

今お話がありましたけれども、やはり毎年30人以上の方が入所されているということは、それだけ必要な施設だということがよくわかります。母子生活支援施設相愛の里は、議会にも陳情が出ていますけれども、建設に向けての進捗状況というのは、現在どのようになっているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

進捗状況でございますが、相愛の里指導監督の権限を持っております北海道の担当者が昨年6月に施設を視察しております。その際担当者から、施設の老朽化の状況や建てかえの必要性については十分認識しているというお話は何っております。

今後の予定といたしましては、まず北海道が平成31年度までに策定を義務づけられております、都道府県社会的養育推進計画、この計画は全道における児童相談所、児童養護施設、この母子生活支援施設などの社会的養育施設の今後のあり方、また、方向性、機能の強化などを定める計画となっておりますが、この計画の中で道内4市に存在しております母子生活支援施設の今後の方向性について定めていくと何っております。

計画策定後の予定といたしましては、建てかえに当たっての相愛の里の規模や、また、新たに担ってもらいたい機能、この辺のものを小樽市と北海道、小樽相愛会の3者で協議していきたいというふうに何っております。

○高野委員

今お話がありましたけれども、昨年6月に道の視察があったということなのですが、では、北海道が今は計画を策定して、北海道が中心となって進めていく方向になっているということで確認してよろしいでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

道内4市に母子生活支援施設がございますが、もともとは樺太からの引揚者を収容する施設でございますので、日本海側、旭川市、札幌市、小樽市、函館市というふうに点在している状況でございます。

道としては、施設間の連携も含めて全道のDV被害者とか、そのような困った母子家庭の受け入れ先ということで、機能としては道東、道央の機能が弱いということで、道が主体的にその4施設をうまく効率的に使っていく計画を立てたいということで、道が主体となって動いていくと伺っております。

○高野委員

今後は、具体的には道が中心となっていくとは思いますが、その中でも、市もその3者、北海道、小樽相愛会も含めて、これから建てかえに向けて検討していくのだろうと思います。建設されて70年とたっていますので、一刻も早く建設のめどが立つように市としても手だてをぜひお願いしていただきたいと思います。

◎公園の除草について

次に、公園の除草についての質問に移りたいと思います。

平成29年度の市内の公園の除草回数について、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園などを含めてそれぞれお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

公園の除草回数についてお答えいたします。

主に小公園では、年に1回から3回、例えば新光東公園とか、こおろぎ公園でございます。地区公園における主要な公園は年に1回でございます。望洋東公園とか幸中央公園が当たります。規模が大きく利用が多い公園としまして、年に2回から3回、色内埠頭公園とか旧国鉄手宮線跡地があります。

○高野委員

その除草の回数なのですけれども、回数が多いところと少ないところの公園の違いというのはどういうところなのですか。

○（建設）公園緑地課長

公園の草刈りの回数につきましての御質問でした。

まず、1回から3回というものにおきまして、小公園では、地域の皆さんが公園愛護会活動という中での協力として一緒にやっていることがありまして、1回から3回。地区にあります主要な公園の年1回、あとは規模が大きく利用が多い公園は、二、三回というのは、もちろん小公園から比べれば大きな場所ではあるのですけれども、場所に応じて適宜に2回から3回という回数でやっております。

○高野委員

規模が大きい、利用が多いところは、回数が多いということですね。

○（建設）公園緑地課長

そうであります。

○高野委員

平成17年度の決算では、維持管理経費として1億円以上となっておりますけれども、19年度以降は1億円を下回って29年度決算でも約7,000万円となっております。予算が減ったことによって、先ほど述べていた市内の公園の除草回数というのは、変化があるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

平成17年度は、7,000万円以上の維持補修費がありました。その後、市内の公園の老朽化で施設の更新などありまして莫大な費用がかかるということがわかりました。それで、同時に25年から維持も含めた小樽市公園施設長寿命化計画を策定しております。その中で、維持の上ではなく長寿命化を進めてきたところでありまして。

その中で、維持費も減らさざるを得ない状態になってきたというところ、これは現状であります。

○高野委員

それでは、直営作業の体制というのは、この予算が減らされたことによってどうなっているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

直営作業の体制というお話がありました。

まず、確かに平成17年度から比べてみますと、現在、直営作業班は少なくなっております。ただし、その分外部委託の部分も順次出しております。それで、草刈り関係、先ほどお話ししました規模の大きな公園は、昔はそこら辺も直営作業班がかなり入っていた部分であります。委託に出して、現在、回数は十分ではありませんが、予算の範囲の中でしっかりやっているところでございます。

○高野委員

平成17年度から比べたら、少なくなっていて外部委託もしているということだったのですが、先ほど除草回数の説明はいただいたのですが、それでは、愛護会の方も草刈り等はしていただいているということだったのですが、29年度でいいのですが、街区公園や地区公園など、主にどこが除草作業を行っているのか具体的に説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

どこが除草しているかというお話でした。

まず、小さい公園につきましては、主に地域にあります愛護会と共同でやっております。あと、大きな公園は大体委託業務です。委託業務でやっている公園の代表的なものとしましては、もがみ公園だとか、からまつ公園だとか、銭函中央公園、平磯公園などがそれに当たります。

○高野委員

それでは、主に小公園などは、愛護会と市が共同で行っているということだったのですが、この事務執行状況説明書を見ますと、平成24年度は47団体64公園、29年度は45団体62公園と団体数も管理する公園も減ってきているのですけれども、この減少理由というのは押さえているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

愛護会の減少理由についてのお話でした。

団体数が減っている理由といたしましては、まず会員の構成員であります地域住民の高齢化、また、十分に一斉の愛護会活動ができなくなったということで、主にそういう清掃活動、草刈りということで、なかなかできないので解散、やめますというお話を聞きます。あとは、大半の愛護会団体が登録母体となっております町会でも、やはり組織的な部分が愛護会に充てられないというお話も聞きました。

○高野委員

愛護団体は、一つの公園につき1団体が基本となっているのですけれども、多いところでは一つの団体で五つ以上の公園を管理している団体もあると伺っています。

当然、先ほど愛護団体の方も高齢化など、なかなか清掃等も追いつかない、大変だということで、減少理由も聞いたのですが、やはり今後、団体減少なり除草作業も大変だという声もふえていくのではないかというふうに思うのですけれども、その部分は市としてどのように考えているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

愛護会がだんだん減っていくというお話の中で、高齢化が進む中で活動が少なくなってしまうのは、市も地域住民の方もすごく残念なことと思っております。ただ、若い世代を取り込んでいく工夫が大事なことのかなということも考えておまして、何か小さな公園で町会員だとか愛護会員のお世話をするために、例えば花壇づくりを奨励したり、原材料の助成をしたりするアイデアができればなということも考えております。

ただ、なかなか、御存じのとおり小樽市も少子高齢化がますます進んでいるところですので、いかにしてやりやすいような形で愛護会活動をお願いしたり、一緒にやっていったりという部分を考えていっていききたいと思っております。

○高野委員

いろいろ聞きました。それは、愛護会の方も本当にいろいろしていただいていると思いますし、協力していただく方もふえるような努力も必要なのかなとは思いますが、やはり先ほど利用が多い公園は除草回数が多いということも言っていました、逆に除草がされていないから利用する方が少ないということも考えられると思います。

昨年2月に出された次期小樽市総合計画策定のためのアンケート調査でも、公園の満足度は不満度がどの年代でも高くなっているのです。やはり、市民からは以前から市が行っていた除草処理が減っていること、また、雑草が生えているから公園管理はされていないのかと心配で安心して遊べないという声も聞いています。

先ほど聞いたら愛護団体等も減っているということなので、市のそういう直営の体制の部分も、そういうことも体制もしっかり考えて今後は行っていただきたいというふうに思います。

○川畑委員

◎国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の差し押さえについて

まず、差し押さえについて質問します。

国民健康保険料あるいは介護保険料、後期高齢者医療保険料の差し押さえ件数、金額について、平成25年度から29年度までの資料を提出していただきました。これを見ていただければわかると思うのですが、国保は25年度が9件です。そして、26年度以降は差し押さえの件数、金額が急激にふえているわけですが、この理由について説明してください。

○（医療保険）保険収納課長

確かに委員がおっしゃいますように差し押さえの件数、金額は年度によって差がございます。平成26年度以降、件数、金額が急激にふえているという御指摘でございますけれども、我々といたしましては、特段取り扱いを変えたということではなく、できる限り納付の交渉をした上で、納付する資力があるにもかかわらず特別な事情もなく納付がない場合などにおいては、差し押さえを執行しているというところでございます。

○川畑委員

今説明があったのですが、これだけ急激にふえているというのは、行き過ぎた徴収指導があるのではないかというふうに私は思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○（医療保険）保険収納課長

行き過ぎた徴収指導があるのではないかという御指摘でございますけれども、我々の方針といたしましては、電話ですとか臨戸訪問などによりまして接触を試み、できる限りの納付相談に応じております。その上で、個々の事情を聞きながら適切に対応しております。

○川畑委員

要するに、個々の状況を聞きながら適切な徴収をしていると、そういうことの答弁ですね。

それで、各保険料、要するに国保もそうですけれども、国民健康保険料については65歳以上75歳未満の方、そして介護保険料については65歳以上、そして後期高齢者医療保険料については65歳以上で年金の支給が18万円以上の方が特別徴収の対象になっていると、そういうふうに私は調べたところであります。

それで、差し押さえについてですが、提出資料のとおり介護保険料の差し押さえは平成25年度、平成26年度はゼロだったのですが、29年度は11件、金額も51万8,636円と急増しています。

また、後期高齢者医療保険料では、27年度が1件で5,000円。そして29年度は5件で42万9,100円と急増しています。大方は公的年金から天引きされていると思います。滞納によって差し押さえされているのは、年金額が年18万円未満の方が多いのではないかと、年金額18万円未満の差し押さえの件数と金額を把握されているの

でしょうか。もし把握されていればお知らせください。

○(医療保険) 保険収納課長

平成29年度に国保・介護・後期高齢、この三つを合わせまして50件の差し押さえを執行しておりますけれども、そのうちの65歳以上の方につきましては、合計で21件ございました。そのうち年金額が18万円未満の件数と金額についてなのですが、年金につきましては、遺族年金ですとか障害年金の受給額など、市では把握できない年金もございまして、なかなかはっきりとお答えするのは難しいところなのですけれども、改めて21件の差し押さえ状況を確認しましたところ、最低生活費等を勘案した上で差し押さえを執行しておりました。

○川畑委員

今の答弁では、件数とか金額はわからないのですか。

○(医療保険) 保険収納課長

はい。大変申しわけありませんけれども、市では現時点では把握できておりません。

○川畑委員

それでは、ここで答えていただくのは無理なので、もしわかれば後でも資料をいただければ助かります。

それで、提出資料について伺います。

平成29年度徴収一元化組織による国民健康保険料、介護保険料、それから後期高齢者医療保険料の差し押さえ実績についての資料をいただきました。ここに記載されております国民健康保険料、介護保険料、そして後期高齢者医療保険料の差し押さえ金額と充当額、医療保険部保険収納課が提出された資料の件数、金額の整合性について聞きたいのですが、それについて説明していただけますか。

○(医療保険) 保険収納課長

まず、保険収納課から提出したものにつきましては、こちらの保険収納課で差し押さえを執行したものであります。

それで、徴収一元化担当から提出された資料につきましては、保険料の徴収業務を保険収納課から徴収一元化担当へ移管しまして、徴収一元化担当において差し押さえを執行したものとなっておりますので、全くの別物というふうになってございます。

○川畑委員

ということは、保険収納課と二つに分かれている、この資料、いただいたものを合計したものが差し押さえしているということになる、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○(医療保険) 保険収納課長

はい、おっしゃるとおりでございまして、小樽市で例えば国民健康保険料を何件差し押さえしましたかという集計をする場合は、この二つの資料、保険収納課から出した資料と徴収一元化担当から出した資料、これを足していただければ結構でございます。

○川畑委員

この一元化の関係でいくと、きょうの場ではなかなか詰めることはできないと思うので、私見をまず話しておきたいと思います。

滞納の取り立てについて、これを見て両方を足すということになれば、相当強烈な徴収をしているのだなと私は受けとめております。今後について、また機会を改めてこの点については質問していきたいというふうに思います。

◎国民健康保険について

次の質問に移らせていただきます。国民健康保険の問題であります。

国保の短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付状況を表で提出していただきました。平成25年度と29年度を比較すると、3か月証で142世帯が減少、そして6か月証では75世帯減少、それから被保険者資格証明書では172世

帯減少、総体では389世帯が減少という結果が出ています。

確かに、この表を見ると減少傾向となっていますけれども、国保の短期被保険者証それから資格証明書の合計件数が468件もあるわけです。それで、国民健康保険は社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的としているという、その保険法の目的があるわけですが、資格証明書の発行に当たって国民健康保険法第9条で定められている特別の事情についての取り扱いについては、どのようにされているのか説明していただけますか。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書の対象になる方につきましては、事前に予告の文書を送付しております。その中で、特別な事情に関する届け出書を同封してありまして、病気ですとか災害、事業の廃止などの特別な事情がある場合には届け出をしていただけるように促しております。その後、その届け出書が出された場合につきましては、詳細を確認した上で特別な事情が認められた場合には資格証明書の対象から除外するという取り扱いをしてございます。

○川畑委員

それで、その特別な事情によって資格証明書の対象から除外した世帯というのはあるのですか。

○（医療保険）保険収納課長

平成29年度におきまして、特別な事情に関する届け出書が提出されまして、これが認められて資格証明書の対象から除外したケースというのはいません。

○川畑委員

特別な事情の該当者はないということですね。特別な事情がなくて、1年間全く納付がないという世帯が資格証明書世帯となるということを以前から聞いているのですが、滞納者が払いたくても払えないとか、市に相談にも行けないという実態があると思うのです。そういう点での実態をきちんと把握した上で、ぜひ相談に乗っていただきたいなど、そういうふうにするのですが、その辺についての見解をお聞かせください。

○（医療保険）保険収納課長

今の委員がおっしゃいました資格証明書の交付もそうなのですが、我々の方針といたしましては、常に納付期限が過ぎてからの督促に始まり、なるべく、先ほども言いましたけれども、電話ですとか臨戸訪問によって接触を試みて、なるべく納付相談に来ていただけるように、そういった取り組みをしておりますので、今後とも継続してまいります。

○川畑委員

次の質問に変えます。国民健康保険事業の運営基金について伺いたいと思います。

会計決算説明書の概要によりますと、平成29年度の決算では、歳入総額と歳出総額の差額、すなわち約3億9,542万4,000円の剰余金を出していると書いておられます。それで、療養給付金等の負担金など、30年度歳出で国、道及び支払基金へ返還する額が約3億16万3,000円あると。それで、剰余金と返還金の差額の約9,526万1,000円が現在の基金残高に加算されるというふうに表示されておりました。

財産に関する調書では、国民健康保険事業運営基金の29年度残高は約4億4,496万9,790円となっているわけですが、国民健康保険事業運営基金の残高は、29年度の剰余金と返還金の差額である約9,526万1,000円が加算されて、約5億4,023万円となると思うのですが、そういう捉え方で間違いはないでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

約5億4,023万円になる見込みでございます。

○川畑委員

それでは、我が党は1世帯当たり1万円の保険料引き下げをするために、国保加入世帯の負担軽減案を求めてきました。それで毎年、一般会計予算編成に対しても修正案を提出してきたわけですが、平成29年度においても1世帯当たり7,000円の引き下げの修正案を提出してきました。ですから、そういう点で、国保事業運営基金の財産を取

り崩して、国保料の引き下げをすることを求めているわけですが、29年度の事務執行状況説明書では、30年3月末の国民健康保険加入数が1万7,979世帯と報告されています。それからいきますと、1万円とすれば、世帯が1万7,979世帯として1億7,979万円になると思うのですが、その額を取り崩しても3億6,044万円が運営基金に残ると思うのです。

それで私は、国保料の1世帯1万円の引き下げは十分可能だったと捉えているのですが、その辺の見解についてお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

委員のおっしゃるとおり、数字上は取り崩しても基金は残ることになるのですが、一つは保険者として納付金を納められなくなるようなリスクに備えて基金を確保しておく必要があるというふうに考えています。今回、都道府県化で納付金を北海道に納めることになったのですが、被保険者数は年度末で毎年減少傾向にございますので、集められる保険料が足りなくなってしまうと納付金を賄えなくなる可能性も出てきます。

もう一つ、国から受け取っている交付金などの精算についてなのですが、一部ですけれども、平成32年度以降に調整されるものもございます。返還金の発生している市町村であれば、納付金にその額は上乗せされることになります。本市では額は確定してはいないのですが、返還金が発生する見込みでございますので、またそれが保険料の上昇につながる要素になります。

いずれにしても、制度改正がスタートしたばかりですので、最近、高額な薬剤などの登場によりまして、医療費の変動も大きくなっておりますので、3年間は収支の状況を見ていく必要があるというふうに考えております。

国保事業運営基金については、一つは年度末に納付金を賄えるように基金を活用するという事、そして、もう一つは返還金の財源として基金を活用するという事。そのように使った上で、余裕があるようであれば小樽市国民健康保険運営協議会で御意見を聞きながら、被保険者の皆さんに還元できるような基金の活用方法を決めていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

ぜひ1万円、基金残高でいえば私は1万円は十分可能だと捉えたのです。いろいろ検討して、どうしても1万円が無理であれば、前回私どもが提案したけれども、7,000円でも構わないと思うのです。今の国保加入者は非常に大変な生活を強いられているわけですから、その辺を考慮して対処していただきたいと思います。

◎介護保険事業について

それでは、次の質問に移らせていただきます。介護保険事業について質問します。

会計決算説明書では、平成29年度決算において歳入総額が約149億3,141万円に対して、歳出総額が143億3,500万円となっていると、差し引きで約5億9,641万円の剰余金を生じていると。この剰余金のうち約3億8,524万円は30年度に支払基金及び国、道へ返還するものだと。それで、約2億897万円は介護給付費準備基金へ積み立てする予定だと。また、29年度は介護給付費準備基金へ約1億4,443万円積み立てしましたという報告になっています。

私は平成30年第1回定例会の予算特別委員会で、第1段階から第4段階の被保険者2万6,944人にこれまでの第6期の保険料を適用させることが可能ではないのかと、このように質問してきました。金額も年間3,853万円、3年間と見ても1億1,560万円に対応できるわけです。そして、第6期で積み立てる基金の額は約2億7,000万円と答弁されておりました。

そこで質問なのですが、介護給付準備基金へ積み立てした約1億4,443万円は、29年度の基金に加えられるものと捉えていいのでしょうか。それをまず聞かせてください。

○（医療保険）介護保険課長

はい、委員のおっしゃるとおり平成29年度に積み立てられております。

○川畑委員

それで、約1億4,443万円を加えることによって、平成29年度末の基金残高は幾らになるのか説明してください。

○(医療保険)介護保険課長

平成29年度末で約5億5,866万円となります。

○川畑委員

平成30年度には、第1号被保険者の保険料剰余分を介護給付準備金への積み立てとすることもありますと、これによって積立残高は幾らになるのかお示してください。

○(医療保険)介護保険課長

まず、平成30年度の収支がどうなるのか不明ではありますが、単純に29年度末の基金残高と29年度の剰余金等を合計した金額、これは本年10月末現在の見込みということになりますが、約7億6,764万円となります。

○川畑委員

今の見込み金額ですけれども、相当な額なわけです。

厚生労働省は、65歳以上の高齢者が支払う2018年度から2020年度の介護保険料の全国平均月額が5,869円になったことを発表しておりました。小樽市は5,990円の190円の引き上げにとどめたということを開いております。全道平均の保険料は5,617円と報道されているのですが、小樽市の月額保険料は全道平均の料金より373円高いことになるわけです。

共産党は、料金引き上げをせずに据え置くように要求してきたわけですが、まず聞きたいのですけれども、小樽市の保険料は、道内の人口上位の10市の中でどの位置にあるのかお示してください。

○(医療保険)介護保険課長

道内主要10市中、上から3番目でございます。

○川畑委員

ということは、一番高いのは、私が見たところでは函館市、旭川市、そして、それに次ぐのが小樽市ということになります。

我が党は予算編成に当たって、介護保険低所得者保険料負担助成事業として、介護保険事業会計繰出金を計上していました。平成29年度は第2段階から第5段階の保険料を第5期の保険料にするため5,861万円、そして、30年度では、第1段階から前期の第5期の保険料金に下げさせていただくことから、第2段階から基準額の第5段階までを前期と同額に3,853万5,000円を計上してきました。

それで、今回、多額の積立金を行ってきているわけですから、せめて近隣の市である江別市の保険料基準月額の5,720円と同額にするためには、どれくらいの資金が必要なのかお示してください。

○(医療保険)介護保険課長

当市では、第7期の介護保険料策定に当たりまして、第7期中の給付費の増や第8期以降の保険料上昇抑制を見据えながら、約2億8,600万円の基金繰り入れを見込んでおります。これにより基準月額で198円引き下げる影響がありまして、その結果、基準月額を5,990円としたものでございます。

また、認定率やサービスの利用率の違いなどから各自治体で算出条件も変わりまして、単純に江別市と同額程度とはならないことを御承知いただき、あくまで第7期の保険料策定当時の条件で試算しましたところ、江別市の基準月額は先ほど委員がおっしゃったとおり5,720円で、本市とは270円の差があり、この差額を引き下げるためには約3億8,900万円の基金が必要となります。

前述いたしました、約2億8,600万円、これと合わせると約6億7,500万円の基金取り崩しが必要と試算されます。

○川畑委員

それで、介護保険料の基準額を江別市と同じようにするためには、先ほど聞いたように約6億7,500万円が必要だということなのですが、先ほど聞いたように多額の約7億6,764万円も基金があるわけですから、その点で大いに奮闘して頑張って引き下げするようにやっていただきたいと、十分に対応できるのであろうというふうに思うのです。

ですから、今、保険料を払っても介護がないと言われている介護保険制度ですから、保険料を抑えるべきだと思いますので、その見解について聞かせてください。

○(医療保険)介護保険課長

先ほど答弁いたしましたとおり、給付費の増ですとか、あとは、第8期以降の介護保険料の上昇、これを見据えていかなければならないので、今のところは第7期、これから3年間、平成30年度から32年度まで行っていますが、また32年度の第8期の計画策定時に状況を見きわめながら考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋(龍)委員

◎ふれあいパス事業について

まず、1点目に昨年度のふれあいパス事業についてお伺いをさせていただきます。

昨年度は、ふれあいパスの事業者負担をゼロにするに当たってさまざま議論が行われてきましたけれども、利用者側の傾向については、市としてどういった印象でしたでしょうか。

利用者側の負担の変更などはなかったというふうに認識をしておりますが、実際、使われる方の側には大きな影響はなかったものと考えてよろしいでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

昨年度の途中に市の負担がふえた形になりましたが、利用者負担については変更ありませんでしたので、利用者の方々に特に影響が出たということはないものと考えております。

ただ、当時、新聞報道で事業者負担が撤廃という記事が出まして、一部の方から、ふれあいパス事業が中止になったとか、利用者負担がなくなったと、そういった勘違いをして問い合わせをいただいていたケースはありました。

○高橋(龍)委員

お問い合わせをいただいても、恐らく適切にお答えをいただいているであろうことはわかりますので、直接的に大きな影響はなかったものと認識をいたします。

そこで、ふれあいパス制度を申請している方の数は2万1,534名とありました。この数の推移というのは、この3年どうなっていて、今後の推計というのはいかがでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

バス乗車証の方とJR乗車券と合わせた数字でお答えさせていただきます。

まず、平成27年度、申請者数2万1,396人、28年度2万1,057人、29年度は2万1,534人で、ここ数年減少傾向でしたが、29年度はふえた形になります。

今後の見込みですけれども、本市の70歳以上の人数は、35年がピークで約4万人にふえていくと予想されていま

す。通常であれば申請者も増加していくと考えられますが、今後の制度の見直しなどによって変わってくると思います。

○高橋（龍）委員

それでは、申請された方の平均の購入冊数、また、市側が補助を行った金額というのは1人当たり幾らになりますでしょうか。平均購入冊数については、近年増加傾向なのか、横ばいなのか、減少傾向なのか、これはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成29年度は、平均9.5冊、1人当たりの助成額は7,564円。28年度は、9.8冊、金額が7,069円。27年度は、10.2冊、金額は7,010円。冊数としては、減少傾向にあります。

○高橋（龍）委員

減少傾向にあるということですが、そこで、今後の見込みとかはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

繰り返しになりますけれども、あくまで今後の制度の内容によって、やはり変わってくると思いますので、現時点でどうなるかというのははっきり予測できません。

○高橋（龍）委員

それでは、平成29年第3回定例会で補正予算を組むに当たって、前市長から原課に対してはどのような話がありましたでしょうか。当時の状況下においては補正予算を組むことしかできなかったと思いますし、原課が一番御苦労なされたことと思いますけれども、その中で29年度当時、それ以降を見据えての考えというのは何か示されていたことがあったのかという趣旨なのです。決算特別委員会の初日に自民党の中村吉宏委員からも道や国に対しての打診をしなかったのかという話もありましたが、それ以外に前市長から何かお考えを示されていたということはなかったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

補正予算ですから当然なのですけれども、財政部と打ち合わせをするようには言われました。ただ、そのほかに具体的な考えの提示だとか指示、そういったものはありません。

○高橋（龍）委員

基本的には、何もお考えはなかったというようなことなのかと思います。

また、中央バスとのトップ会談において考えの相違があったため、改めてお会いしてお話をするというふうにしていながらも、結果的にそれがかなうことはありませんでした。先方に対してどのようにアプローチをしていたのでしょうか。

以前にトップ会談のアポイントメントをとろうとしたけれども、実現はしなかったという旨、予算特別委員会内の答弁がございましたが、そのときには、翌々日ぐらいの日程を指定していたようにお話がありまして、そもそも無理があるお願いをしていたように感じておりました。

アポイントメントなどに関しては、総務部秘書課、また、地域公共交通については建設部での範囲ではありますけれども、課題として大きなものであったふれあいパスにかかわって、地域福祉課などに前市長から会談に向けての動きというのは何か見られたのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバス事業に関しまして、現場に、我々に対してアポとりなどの指示はありませんでした。

○高橋（龍）委員

結果、前市長のときに中央バスとの関係性が悪くなってしまって、それを改善するという方向では余り前市長は考えておいででなかったのだらうなというのが今の御答弁でわかりましたので、次に移らせていただきます。

◎市立保育所整備等調査経費について

続いて、市立保育所整備等調査経費についてお伺いをさせていただきます。

平成29年度の新規事業として予算計上されていましたが、この市立保育所整備等調査経費についてですが、築年数の古い保育所を整備するための調査費用として10万円が計上されていましたが、まず、この事業を行った経緯について御説明をお願いいたします。

○（福祉）こども育成課長

市立保育所整備等調査経費につきましては、市立の手宮保育所について、昭和51年3月の建築で築40年以上経過しまして老朽化が著しいことから、その建てかえに向けて移転候補地の選定等の調査を行うため、本事業を実施することとしたものであります。

○高橋（龍）委員

今年度に関して言うと、この予算が計上されていないので、平成29年度の単年度で終わったものと認識しておりますけれども、調査の内容としてどのようなことを行って、その結果どのように分析されていますか。

○（福祉）こども育成課長

調査内容につきましては、移転候補地として手宮地区での適地を探すこととされたため、一定程度、保育所の建設にふさわしい広さのある土地としまして、現手宮保育所の近くにある商店街に隣接した3カ所の民有地を選定しまして、その地権者に土地の売買の意向を確認いたしました。

そのうち、2カ所のそれぞれの地権者からは売買の意向はないことが確認されましたが、残りの1カ所につきましては売却に関心を示されたため、売却価格なども含めた売買交渉を行ってきたところでございます。

年度がかわりまして今年度の4月に交渉を行った際に価格面で折り合いがつかず、当該土地についての地権者とのそれ以降の交渉は断念することとしまして、別の候補地の調査等を引き続き行うこととしたものであります。

○高橋（龍）委員

金銭的に折り合いがつかなかった場所もあったということで理解をいたしました。手宮保育所にかかわって移転をまず考えておいでだったということで、移転が現時点では難しいとも思われますけれども、そのほか何か動き出した点とございますか、考えられている点、こちらがございましたらお示しいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

これまで保育所単独での移転新築に絞って検討を進めてきたところでもありますけれども、一方で市として全庁的に取りまとめられております公共施設等総合管理計画ですとか、個別施設計画の策定に向けた検討方針におきましても、他の施設との複合化も視野に入れてあり方を検討することとしております。

現在、現保育所の近隣で適地がなく調査もとまっている状態です。具体的に動き出しているものというのは現在ありませんけれども、今後は保育所単独での移転新築ではなく公共施設等総合管理計画等の検討方針に沿って、複合化なども視野に入れて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

ということは、一旦ペンディングの状態になっているということですね。今後に向けて、やはり築年数も40年を経過しているということですから、早急に何か別の形でも示していただけるようお願いをしたいと思います。

そして、今回調査を行った以外の保育所についての状況はどのようになっているのでしょうか。例えば、同様に築年数が40年経過したら、随時、同様の調査を行うというようなお考えでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

現在、今回調査を行った手宮保育所以外に市立の保育所は4カ所ございますけれども、そのうち最も築年数が経過しているのは最上保育所で昭和52年の建築で、やはり築40年以上経過しております。しかし、最上保育所は市営住宅の最上A住宅の1階部分に設置されており、また、平成14年には市営住宅の外壁改修に合わせまして整備を行

うなど適宜施設の維持管理が行われております。そのことから、直ちに今回行ったような老朽化のための移転等の調査は必要ないと考えております。

また、基本的には各施設の老朽度合いに応じて、まずは予防保全型の維持管理を行いながら長寿命化を図っていくことを今のところは考えております。

また、遠い将来的に建てかえが必要となった場合の調査につきましては、施設の老朽度合いだけではなくて各施設の入所児童数の動向など、それぞれの地域における保育施設の需要と供給の見通しなども勘案しながら、他の施設との複合化も視野に入れながら調査を行うべきものと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、いろいろと検討していただきたいと思います。

◎病院事業会計について

次に、病院事業についてお伺いをさせていただきますけれども、小樽市立病院に関して、公立病院においては収益性の高いものだけではなくて、いわゆる不採算医療と言われるところを地域のためにも担っていただいているものと認識をしております。全国でも、公立病院の56%が経営上損益で赤字であるというデータも目にいたしました。

そこで、市立病院にも複数の診療科があって、もちろんそれぞれの課によって収入にも開きがあるというふうに推察いたします。今ほど申し上げたとおり、大きな収入を得るということだけがもちろんいいわけではないというのは前提ですけれども、経営的な観点からも稼げるところは稼ぐというようなスタンスが必要であるというのも事実だと思います。

そこで、平成29年度の、市立病院において稼ぎ頭と申しますか、どこの診療科が大きな収入を得ていて、その額と全体の収入に占める割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○（病院）経営企画課長

平成29年度におきましての診療収入が一番多かった診療科につきましては、脳神経外科となります。入院、外来の収益を合わせたものとしまして、約14億5,000万円ということで全体の15.6%ということになります。

○高橋（龍）委員

脳神経外科が最も大きな収入となっているということです。これは年度ごとに順位の入れかわりというのはあるのでしょうか。もしくは、ほぼ固定されているものなのでしょうか。診療報酬の改定などもございましたけれども、そういったことにも大きく左右されるものなのかお示しいただけますか。

○（病院）経営企画課長

年度ごとに固定しているかどうかということも含めてだったのですが、現状としてはほぼ固定してございます。ただ、今委員がおっしゃったように、診療報酬の改定ということが考え方としては一つあるのですが、現実として、結果として、当院については固定のような状況で余り左右されていないという状況でございます。

○高橋（龍）委員

ほぼ固定されているということで理解をいたしました。言葉どおりシンプルにいくものではないでしょうけれども、脳神経外科など大きなウエートを占めている科は、高度な診療行為を行うことで高い報酬を得ているという考えでよろしいのでしょうか。もしくは、比較的多くの人数を見ているからということなのでしょうか。いかがですか。

○（病院）経営企画課長

収益、収入の年間のトータルということですので、もちろん手術等、高い点数と申しますか、そういったものになると全体を底上げする形にはなりますけれども、やはり人数も見ないとそういった大きな額にはなりませんので、御質問からいきますと両方という形が考えられると思います。

○高橋（龍）委員

それでは、ほかの近隣の病院と比較をしたときに、市立病院としてここが強みだと言えるものというのはどういった点が挙げられるのでしょうか。

○（病院）経営企画課長

当院の強みについてでございますけれども、当院におきましては、がん診療、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療を診療の三つの柱といたしまして、小樽市を中心とした後志医療圏において高度急性期機能及び急性期機能を中心とした診療を行っております。このことが当院の強みであると考えてございます。

○高橋（龍）委員

ホームページにも、市立病院はがん拠点病院になろうと頑張っておりますというふうにも書かれているので、今後もその強みを生かしていくのであろうというふうには推察をいたします。小樽市の病院事業会計については、平成33年度に黒字化の見込みであるというふうにお聞きしておりますが、採算性の低い部分も維持しつつ収益を上げていくというために、小樽市内のみならず近隣の自治体から来られる患者を呼び込むということも必要だと考えるのですけれども、29年度においては、それはどのような割合になっているのでしょうか。

また、今後その割合をどうしていきたいと考えていて、そのためにしている取り組みなどがあればお聞かせいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○（病院）経営企画課長

当院の平成29年度の患者の居住別の割合でございますけれども、入院と外来を分けて申し上げますと、入院は、小樽市が76.1%、小樽市外の後志管内で21.5%、その他の地域で2.4%でございます。

外来は、小樽市が81.1%、小樽市外の後志管内で16.5%、その他の地域で1.7%という状況になっております。

また、今後の割合はどうしていきたいかというお尋ねもございましたが、この割合は小樽市の患者が減ると高くなったりしますので、当院の収益確保に向けては、割合よりも患者数の確保が重要なことであると考えてございます。当院は、先ほど申し上げた診療の三つの柱を中心に後志医療圏における総合的医療を行う基幹病院を目指してございまして、当院の役割を今後も担っていききたいと考えてございます。

他院におきましても、それぞれの病院の特徴、役割を生かす中で、他院からの紹介患者受け入れや当院での専門的な治療が一段落した患者の他院への逆紹介を積極的に行うなど、今後も連携を深めていくことが大切であると考えてございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、建設部所管の項目で聞いてまいります。

◎既存街路防犯灯LED化推進事業費について

LEDについてなのであります。まず、既存街路防犯灯LED化推進事業費について質問いたします。当初予算額と決算額をお知らせください。

○（建設）庶務課長

当初予算額というお話ですけれども、現計予算でお答えさせていただきます。

現計予算につきましては1億1,599万8,000円に対しまして、決算額は1億587万5,741円となります。

○中村（誠吾）委員

改めまして、制度の説明をいただきたいと思っておりますし、さらに当初の目的を御説明ください。

○（建設）庶務課長

この制度につきましては、既存街路防犯灯の老朽化や電気料金の値上げに伴う町会等の負担を軽減するために、白熱灯、水銀灯、蛍光灯、これらから省エネルギーが高く、結果として二酸化炭素の排出量も少ないLEDへの改

良や不要な街路防犯灯の撤去を推進するために、平成27年度から29年度までの3年間に限定して、工事費の9割を助成するものでございます。

助成額につきましては、電力会社申請入力電力、いわゆる契約している電力料をもちまして、上限額を設けて実施してきた事業でございます。

○中村（誠吾）委員

今、助成対象と助成率を回答いただいたのですが、平成27年度から実施で、これは29年度までの事業として3年間で一旦完了すると考えておりますけれども、29年度で補助対象は何件ありましたか。そして、3年間合計では何件ですか。

○（建設）庶務課長

申請件数でお答えさせていただきますけれども、平成29年度の申請件数は103件、103団体となります。3年間の申請件数は延べ件数になりますけれども400件、400団体になりますが、実質3年間の申請団体数は169団体という形になってございます。

○中村（誠吾）委員

当初計画していた効果を改めて説明いただきたいのです。というのは、電力量や補助金が決まりましたので、ここなのです、何年で採算がとれることになるのですか。

○（建設）庶務課長

事業開始時の想定では、3年間の助成額につきましては約4億1,600万円、試算につきましては消費税率8%で試算してございますが、それに伴いまして年間の低減効果は最大で約4,200万円を想定しております。

また、低減効果の累計がLED化の事業費総額を上回る年度につきましては、平成39年度を予想しておりました。実績では事務費を含めた事業費になりますが、3年間で約3億4,522万円、年間低減効果につきましては約4,000万円、それと低減効果の累計がLED化の事業費総額を上回る年度は、37年度を見込んでおります。

○中村（誠吾）委員

相乗効果という言い方はおかしいけれども、平成37年度ですね。それで、課長に直接聞くのも、課長と名指しするのも申しわけないのですけれども、この3年間実施しまして、当初どおりの効果となった、または、LEDライトを交換する時期によりまして、効果というのは地区によっても違うと思うのです。まち中や私の実家の銭函だとか、違いも出そうな、その影響などが何かあれば、聞いているなり、あればお聞かせいただきたいのです。

○（建設）庶務課長

LED化の効果につきましては、町会等の皆様から電気料金が安くなったという声は聞いておりますので、その点で効果があらわれたというふうには思っております。

しかし、LED化の数が多かったことから、交換の時期にばらつきが当然出てきますので、それに伴って各団体の低減効果のばらつきも多少はあったのかなというふうには感じてございます。

○中村（誠吾）委員

勉強不足で、LEDというのは何年使えるのかわからないのですが、この補助制度は電気料金が安くなる分を見込んで制度化したのだと基本的にわかります。

それでは、今のLEDが交換時期を迎えた場合の新たな制度を市民は望んでくると思いますし、市も考えなければならなくなってくると思うのです。既に電気料金は下がっていますので、そのころには財源がないわけですよ、もう。そうすると、これを見越して、今、5年後いきなり言えというのはかわいそうだけれども、何かヒントはありますか。

○（建設）庶務課長

今委員がおっしゃったとおり、このLED化の事業につきましては、電気料金の低減効果を見込んで行った事業

ですので、まずはこの事業の効果を見ていく必要があるというふうには考えてございます。

また、ヒントということですが、なかなかその辺は難しいと思うのですが、LEDの交換、更新時期につきましては3年間限定でやってきましたので、そういう時期が一斉に来るとことは認識してございますけれども、何かいいヒントはという部分については大変難しいのですが、従来ある制度、設置費の2分の1の助成制度がありますので、この辺を基本に町会の皆様等からの意見などを聞きながら、この制度のあり方などを研究していきたいというふうには考えてございます。

○中村（誠吾）委員

遠いようで近いので、すぐ来ますから、そういう時期はよろしく検討をしておいていただきたいと思います。

◎歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金について

次に、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金についてお聞きします。

まず、これについても予算と実績について確認させてください。

○（建設）まちづくり推進課長

予算と実績についてということでございますけれども、平成29年度の歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金につきましては、予算は1,500万円で、歴史的建造物の修復への助成の実績は389万円でございます。

○中村（誠吾）委員

多いような少ないような金額なのです。

それで、予算に対しては少ないようです、はっきり言って。制度の活用というのはアピールしていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

この助成制度につきましては、3年に1度、歴史的建造物の所有者等に助成金を活用して建物の補修工事等を行う意向があるかどうかアンケート調査を実施しているほか、毎年工事の予定があるかどうかなど聞き取りも行っておりまして、制度については周知はできているものと考えております。

○中村（誠吾）委員

3年に1度、意向は聞いているのですね。そこで今おっしゃいましたけれども、改めて制度の詳細を聞かせてください。

○（建設）まちづくり推進課長

歴史的建造物の助成制度につきましては、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づきまして、指定または登録された歴史的建造物の外観の保全工事等に要する経費の一部について助成するものでございます。

助成の基準といたしましては、まず、助成率といたしましては、建造物の外観の工事等の場合は、それに要します経費の3分の1以内、限度額は指定歴史的建造物の場合は600万円、登録歴史的建造物の場合は300万円などとなっております。

○中村（誠吾）委員

平成29年度の助成件数は何件でしたか。

○（建設）まちづくり推進課長

平成29年度の助成件数につきましては、1件でございました。

○中村（誠吾）委員

再利用の観点から、内部の改装には費用が助成できないものですか。建設部だから外観にしか補助ができないのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

助成の対象とする部分の考え方につきましては、景観条例の趣旨といたしまして本市の良好な景観を保全するこ

とを目的としておりまして、その中で歴史的建造物におきましては、外観をできる限り創建時の姿で維持することを求めていますので、この助成制度の観点といたしまして、外観の維持に係る行為を対象としているものでございます。

○中村（誠吾）委員

壁が厚いですね、景観、外観。これは、我が会派の佐々木議員や高橋龍議員も質問してきた経緯があるのですけれども、傷んでくる内部の躯体もあって内部の話もしてきました、この間。これは知っています。

それで、こういうふう聞いたことがある。それでは、産業港湾部とは一緒にできないですかと。本人が目の前にいて悪いけれども、建設部長の前任は産業港湾部次長ですから、うまく調整できそうなものではないですか。

○（建設）まちづくり推進課長

歴史的建造物を保全していくために、単に景観保全上の観点だけではなくて、建物を有効に活用しながら残していきたいというニーズはあるものと認識しておりまして、産業港湾部では、創業支援事業費の補助金においては、内外装に対する支援を行っているところでございますけれども、歴史的建造物の活用におきましては、法規制への対応ですとか、改修費用も高額になるなど、さまざまな問題があるものと考えております。

ソフト、ハード両面にかかわるようなことにつきましては、関係部局と連携しながら相談を承ることもございまして、今後におきましても関係部局と情報共有し、また、他都市の先進的な取り組みなどについても研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

なかなかガードがかたい、検討ともきませんでした。諸般の事情があることは理解しました。今ここでやり合いません。

それで、今回の助成制度ははっきり言って有効活用だから、さらに使い勝手のいいものにするためにはということが必要だと思うのですけれども、これは担当課長としてどのようなことを考えられていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

助成制度につきましては、予算計上するその前年度の段階で、今後の歴史的建造物の改修予定について、各所有者へのアンケートですとか聞き取りなどを行いながら利用の予測を立てているところなのですけれども、その調査の時点では、外観の改修まで行くかどうかといったことをまだ決めていなかったりとか、また、改修をやる意向を確認できたとしても所有者の事情もございまして、事情により予定が延期になってしまうとか、そういったこともございまして、調査のタイミングを工夫するなどして、もう少しタイムラグをなくすといいますか、使い勝手がいいものになるのではないかとこのふうには考えてございます。

○中村（誠吾）委員

◎臨時市道整備事業費や交付金事業などについて

次に、臨時市道整備事業費や交付金事業などについてお聞きしたいのです。

予算と実績をお知らせください。

○（建設）建設課長

平成29年度臨時市道整備事業費や交付金事業のそれぞれの予算と実績につきましては、まず、臨時市道整備事業費は予算額3億6,000万円に対して決算額は3億1,449万円。橋りょう長寿命化事業費は、予算額1億8,685万円に対し決算額は1億1,027万3,000円。道路ストック更新事業費は、予算額6,940万円に対し決算額は2,775万5,000円。ロードヒーティング更新事業費は、予算額1億3,250万円に対し決算額は4,911万5,400円となっております。

○中村（誠吾）委員

それで、これは予算と決算合計で不用額は幾らになっていきますか。

○（建設）建設課長

先ほどの四つの事業の合計についてですけれども、予算額 7 億 4,875 万円に対して、決算額は 5 億 163 万 3,400 円なので、不用額の合計は 2 億 4,711 万 6,600 円となっております。

○中村（誠吾）委員

なぜ、そんなに大きな差が出ますか。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業費の不用額につきましては、ほとんどが入札差金によるものですが、当初予定工事の請負額確定後に不用額分の追加発注を行うとなりますと施工が冬季になってしまいまして、特に道路工事の場合は出来形や品質などでふぐあいが発生する場合がありますので、発注を見送っているところがございます。

また、橋りょう長寿命化事業、道路ストック更新事業、ロードヒーティング更新事業の三つの交付金事業の不用額につきましては、これは道内のほかの市町村も同様なのですけれども、国への要望額に対して 6 割程度しか配分されなかったものですから、当初予定の事業を行うことができなかつたものでございます。

○中村（誠吾）委員

入札差金、冬の時期というのは前から。それと、国への要望に対して 6 割、そうすると、単に削減された国費に合せて負担する市費が少なくなるのであれば、決算ではなくて第 2 回定例会で削減したらどうですか。それは、当初予算計上でお金がないと言っておいて、言うておいてという失礼だけれども、どつと不用額が出てくる方法なのです。どうなのでしょう、これは。普通の市民が聞くと、これ驚きますよ。第 2 回定例会で歳出の減額補正はできないものなのですか。

○（建設）建設課長

第 2 回定例会で減額補正しない理由といたしましては、交付金事業、臨時市道整備事業、ともにその時点では事業費が不確定、未確定であることが大きな理由でございますけれども、特に交付金事業の場合は、道内の他市町村の事業の進捗状況などにより年数回の事業調整を行つておりまして、例えば昨年度ですと 3 月に 5 回目の事業調整を実施するなど、事業費が年度末まで確定しないものですから、第 2 回定例会で減額補正することは難しいものと考えております。

○中村（誠吾）委員

なぜこの質問をしているかといいますと、懲りているのです、議会側、私は。この費用が、除雪費の流用はここではないかと思うのです。前市長にどれだけ言つても答えなかつたのは、ここなのではないかと私は思つています。議会をごまかすためにやつていないのではないかと思つました。ですから、保留額としているのですか、これは。

○（建設）建設課長

確かに、昨年度はロードヒーティング更新事業における不用額の一部を除雪費に流用しておりますが、保留額としているのは、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、交付金の事業調整などにより事業費が確定できないためでありまして、決して除雪費に流用するためではないものですから、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○中村（誠吾）委員

なかなか理解できないのだけれども、もう一つの懸念、別に悪いことをしているとは言わない、もちろん言わない。建設事業室となつたのですよ、今。今まで以上に巨大になるのですよ。冬だけではないの、問いたいのは。春夏秋と持つのですよここ、道路臨時事業費は。巨額ですよ、ですから、今まで以上にやりやすくなつたというのは少しおかしいけれども、安易にならないですか、大丈夫なのですか。

○（建設）建設課長

除雪費の流用に関しましては、これまでも同様なのですけれども、同じ土木費の中の道路橋りょう費の中での目

間流用という形になっておりますので、これは建設事業室になる、ならないにかかわらず同じでございます。

○中村（誠吾）委員

この臨時市道整備事業は、道路の整備費用は何かと市民の目にとまるわけです。穴を埋めてくれないとか、春の随分やり合いました。ですから関心事項なのです。

予算もつけたのに不用額となることは、やはりいかがかと思っておりますので、部長はどのような考えがありますか。

○建設部長

交付金事業につきましては先ほど担当課長から説明をいたしました、要望額と交付配分額との乖離などにより、どうしても不用額が発生している状況であります。このことについては、これまでも機会があるたびに交付金の配分額の増加を求めてきておりましたけれども、引き続き国や道に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、臨時市道整備事業における不用額につきましては、通常は入札差金なのですけれども、昨年度の不用額は、その交付金事業と関連して行う事業が交付金の配分額の減により工事ができなくなったことを受けての影響もありませんでした。

しかしながら、工期期間等の条件もありますけれども、整備しなければならない道路もまだありますので、昨年度のような予定していた工事ができなかった場合においては財政部と協議を行い、次年度予定の工事を前倒しできないか、調整がつくのであれば対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

よろしく申し上げます、少し前向きに。

◎下水道事業会計の不用額について

次に、下水道事業会計の不用額についてお聞きします。

少し今の建設部の話と似ているのですけれども、小樽市下水道事業決算書で建設改良費などの不用額が3億1,330万4,568円と大変大きな金額が出ているのですけれども、この不用額の理由を示してください。

○（水道）整備推進課長

この不用額の主な理由といたしましては、社会資本整備総合交付金が要望額よりも減額されて配分されたことによりまして、工事費を減額したことにより建設改良費に不用額が生じたものであります。この社会資本整備総合交付金につきましては、要望額に対しまして、ここ数年、約60%から80%程度の配分となっております、平成29年度は要望額に対しまして約64%の配分となっております。

○中村（誠吾）委員

交付額が減額となりまして、不用額が出たとのこと。その64%の配分、そうよね、20億円の事業をやりたいと思って交付金10億円だよね、そして市費、市債で10億円を考えていたら交付金が6億円だから、うちも6億しか出せないの12億円です。巨額に出てきます、額が。

そうすると、この減額により逆に、先ほど建設部も答えてくれたけれども、予定していた工事ができなかったのではないのですか。影響はないのですか。

○（水道）整備推進課長

交付金が減額となりまして、工事ができなかった部分につきましては、平成30年度予算で計上させていただいたものもありまして、現時点で故障や破損などにより下水が処理できなくなっているという状況にはありませんが、老朽化している施設については適切に更新していく必要がありますので、今後も必要な額については国へ要望していきたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

頼みます。このたびの北海道胆振東部地震を見てわかったでしょう。必死に水道局の職員も応援に行きました、復旧に。その老朽化とかこういうことも含めて、工事を完遂してください。それ、頑張ってください。

最後なのですけれども、先ほどから建設部と水道局の予算と実績、そして、事業費をいかに確保していくかの話になったのですけれども、それぞれに難しい課題だと私も思います。これからも、この問題については、決算の意味も含めて将来像ですから皆さんと協議させていただきますので、そのことをお伝えして私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○山田委員

それでは、私から最初に水道局に何点か聞いていきます。

◎水道事業会計決算について

まず、平成29年度の損益収支、それと年度末資金の状況について、私は個人的にこういうような数字を見させていただいてありますが、順調に推移していると感じております。この点について水道局としての判断はどのように考えているのか。また、市内管路の適切な更新も考えていただきたいと思いますが、この点について最初にお聞きしてまいります。

○（水道）総務課長

平成29年度の損益収支、年度末資金、それを受けての水道局の考えといったようなことでございますが、29年度決算における水道事業会計の損益収支につきましては、4億9,963万572円の純利益、いわゆる黒字となっております。

また、年度末資金につきましては、13億3,725万761円となっております。

順調に推移しているというふうにお考えだということでの局としての考えでございますが、黒字により生じた剰余金につきましては、全額減債積立金というものに積み立て、これまでの施設整備の財源として借り入れた企業債の償還に充てることとしております。

具体的な決算数字で申し上げますと、水道事業会計では、29年度決算の純利益は先ほど申し上げました約5億円となりますが、30年度に支払いを予定しております企業債償還金は約12億6,600万円となっております、その割合は約39%、半分にも満たないといったような状況でございます。

適切な更新といったようなことでございますが、損益収支で黒字となっておりますけれども、経営状況の全般を考えますと、人口減少による料金収入の減少、それから施設の老朽化、耐震化といったような対策に要する経費などを総合的に考えますと、楽観視できる状況にはないと考えております。

○山田委員

私も前にこういうような管路の更新についていろいろ聞きました。そのときには、管路の寿命については約50年サイクルくらいで、こういう更新をしているというふう聞いておりますが、今、更新についてのお考えを聞いたわけなのですけれども、その点について、やはりそういうサイクルで進めるということによろしいですか。

○(水道) 管路維持課長

今のは下水道、下水管の話でよろしいでしょうか、50年というのは、更新のお話というのは。

○山田委員

一般的にいわれる、更新計画、上水管について、どのような更新計画を持っているかというのを聞きたいので、その点だけで構いません。

○(水道) 管路維持課長

上水管、特に配水管に関しましては、標準耐用年数が40年から50年ということになってございますので、それ以降の更新ということで、基本的には考えているところでございます。

○山田委員

基本的にある程度、40年から50年ということで、わかりました。

◎水道メーターについて

それでは、今回、水道メーターからも何点か聞いていきたいのですが、現在、設置個数が5万9,428個ついていると聞きます。この水道メーターについて、従来から私は聞いているのですが、デジタルとアナログ機器があると思います。この部分について、まずデジタル、アナログのメーターの単価と、それから設置費用の違い、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(水道) 業務課長

5万9,428個のうち、デジタル式というのは、いわゆる隔測メーターというメーターで、それが1万1,518個、アナログ式というのが地下式のメーターになりまして4万7,910個になります。

それぞれのメーターの費用については、口径によって単価が異なりますが、標準的な13ミリメートルのメーターで申し上げますと、メーター代だと税込みで、平成29年度単価で隔測式が1万3,338円、地下式が2,106円になります。

○山田委員

それでは、この設置費用の違いも聞きましたが、設置にかかるこのメーターの費用、それから設置の費用を含めて、普通の住宅につける場合は、本市の持ち出しという形でよろしいのですか。

○(水道) 業務課長

メーターの代金とメーターの取り付け費用に関しては、新築のお宅につきましては、新築の住宅建て費用の中に入っておりますけれども、取り付けられているものに関しましては、また、一旦取りつけて外されているものをつけることに関しては、メーター代とメーターの取り付け費用は本市の持ち出し分となります。

○山田委員

ということは、新築の場合は個人の市民の負担、それ以外については、従来の更新だとか、そういうときには本市の持ち出しということでわかりました。

それでは、最近、新築の着工が少ないと思いますが、最近の傾向についてはいかがですか。

○(水道) 業務課長

平成29年度のメーターの管理状況でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

新設が595個になります。それで撤去が1,202個、故障のために取りかえたものなどが237個、満期による交換が6,716個、再取り付けが298個、修理したものが35個になります。

○山田委員

満期で取りかえた部分が約6,700個あるということは、本市の持ち出しが多いということではよろしいですね。

○(水道) 業務課長

はい。委員のおっしゃるとおりです。

○山田委員

本市の持ち出しということはよくわかりました。

では、ある程度、満期を迎える分に対しては、今後の更新計画だとか、そういうものは作成されているということでしょうか。

○(水道)業務課長

はい。満期のメーターにつきましては、計量法でメーターの有効期間が8年と定められているため、8年の期間満了前に計画的に取りかえております。

○山田委員

このメーターに関して言えば、適正な価格で入札されているのか。満期で約6,700個あるということですから、毎年これ以上のものが更新されているということで、本市の負担になっているということは、やはりある程度適正な価格でということも考えられます。

その点について、どのような購入方法をとっているのかお聞かせください。

○(水道)業務課長

メーターの適切な購入に当たっては、毎年必要個数を算出し、平成29年度は8社による指名競争入札を行い購入しております。

○山田委員

適正な価格で購入ということで、入札されているということよくわかりました。

今後とも、こういう本市の負担となるそういうものに関しては適正な価格で購入し、本市の財政負担が軽くなるように、ぜひともお願いしたいと思います。

◎水洗化促進事業について

質問を変えて、次に水洗化促進事業、戸別訪問で250件ということで内訳が示されていますが、この内容についてお聞かせ願えますか。

○(水道)サービス課長

水洗化についての御説明をさせていただきます。この水洗化促進については、水洗化率が平成29年度末で約97%と、高水準にあります。しかしながら、いまだに水洗化されていない世帯が約2000世帯あります。その中で毎年、水洗化率の低い地域を選定いたしまして、約300件を目標に行っているところでございます。

促進方法につきましては、水洗化にしてくださいという御案内と水洗化の貸付制度というのも設けていますので、そのPR等を戸別にチラシ配布をして啓発を行っている状況でございます。

29年度の実績で申しますと、地区としては赤岩、高島、祝津、その他、何町かあるのですけれども、合計250戸を対象にして行っております。

その結果、接続件数につきましては、促進以降の申請件数でございますけれども、手宮が1件、赤岩が1件、高島が2件と計4件の申請がされると。そのうち1件が貸し付けを御利用されたということです。

○山田委員

まだまだ97%の、今4件ということですからまだまだ遠い部分はありますけれども、この部分でいくと約2,000件残っているということをお聞きしましたが、この水洗化ができない状況にあるという場所はないということでしょうか。この2,000件に関しては、水洗化は可能だけれども、今はまだ手をつけていないということで考えてよろしいですか。

○(水道)サービス課長

2,000世帯というのは、とりあえず処理区域内地域なので、水洗化ができる地域となっています。

○山田委員

ぜひとも今後、普及率を上げるように努力をお願いいたします。

◎管渠の維持状況について

それでは、次に管渠の維持状況から、その他の補修で陥没箇所が226カ所あるということで聞いております。この陥没の原因だとか、状況などをお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

管渠の、その他の補修ということで平成29年度は226カ所と記載してございますけれども、この箇所につきましては、ほとんどが污水管の附属施設である人孔や公共ます、その周りの道路の陥没の補修を合わせた件数になってございます。

その陥没の原因につきましては、いろいろと調査をしていますけれども、一部で管渠の破損が原因で陥没したのもございますが、ほとんどは管渠に異常がなく、原因が実は判明しなかったというのがほとんどでございます。

○山田委員

通常であれば、管のピンホールだとか、そこから漏れて、それが地表の土を流して、道路だとかそういう補修部分が陥没するというふうには私は考えるのですけれども、そういうことでも原因がわからないということは、どうなのでしょう。

○（水道）管路維持課長

明らかに管渠が原因で補修をしているものについては、この資料の別のところに箇所数等を記載させていただいています。今申し上げたとおり、その他については污水路施設の周りの道路に穴が開いて補修をした件数ということで、その他ということで記載させていただいております。

○山田委員

その污水ますの周辺ということで、わかりました。

◎小樽の水について

それでは、少しまた質問項目をかえて、小樽の水、ボトルドウォーターについて少しお聞きします。

平成29年度の製造は5万3,304本でした。小樽をPRするには、こういうものも私は必要かなと思います。

そこで、28年度から29年度にかけて製造した本数と、今残りの本数についてお聞きしたいと思いますが、わかりますか。

○（水道）総務課長

ペットボトルの小樽の水の製造数、それから年度末の在庫数ということでございますが、平成28年度に製造した本数といたしましては5万9,688本、28年度末の在庫数としましては3万3,867本、29年度は製造数が5万3,304本、年度末の在庫数は2万4,651本となっております。

○山田委員

年間的には約3万本前後を販売されているということでよろしいですか。

○（水道）総務課長

小樽の水の年間の出荷本数でございますが、先ほど申し上げました在庫数、それから年度末ということもございまして、平成28年度で申し上げますと、出荷本数としましては6万7,459本、29年度で6万2,520本となっております。

○山田委員

3万本ではなくて約6万本前後で推移しているということは、よくわかりました。

では、そういうふうには約6万本前後販売、出荷されているということは、これはいい傾向というか、採算に合うペースで出荷されているということでよろしいですか。

○(水道) 総務課長

採算に乗っているかどうかということでございますが、平成29年度決算の状況で申し上げますと、収益としましては、出荷本数が6万2,520本ございまして430万6,670円、それに対しまして販売費、それから製造費と販売経費とといったものにつきましては350万755円ということで、差し引き80万5,915円の黒字となっております。

ただし、販売に当たっての配達ですとか、そういったものは職員が自前でやっているという点もございまして、その他の人件費ですとか配送費というのは除きまして、経費としてはこのような状況になっております。

○山田委員

ということは、ある程度、製造原価は販売数でカバーできているということによろしいですね。

○(水道) 総務課長

販売原価は先ほど申し上げたとおりの状況になっておりますので、経費との比較ではプラスになっております。

○山田委員

参考までに少しお聞きしたいのですが、先般の大停電の影響で、水道局からこの小樽の水をどのような扱いで、そのときに対応したのかお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○(水道) 総務課長

済みません、詳細の資料を今持ち合わせていないのですが、停電の当時、水が必要になったということで、観光客の方をウイングベイ小樽で受け入れたといったようなことがございました。その際に市といたしまして、産業港湾部で対応されて食料等を用意したのですが、その際に必要ということで2日間にわたって小樽の水を無償提供いたしました。

あと、避難所でも小樽の水が必要ということで、ペットボトルを災害対策室に無償で提供いたしました。

災害時に消防本部が職員を被災地に派遣するといったようなときがございましたので、派遣された職員が向こうで水が確保できないということもございまして、派遣に際して提供いたしました。

○山田委員

今お聞きしたところでは、そういう災害のときにも対応できたということで、よくわかりました。私も以前、このペットボトルに関しては、大型の2リットルのペットボトルをつくったらどうかですとか、こういう災害に関してある程度備蓄されてはどうかという話もしました。それはそれで、今回はそういう形で対応できたということは、本当に喜ばしいことだと思っています。

ですが聞くとところによると、今後の製造の見通しについて何らかの不都合があるというふうには聞いているのですが、それについてはいろいろと聞いているので、それについては後日またお聞きしていきます。

◎(仮称) 第2次小樽市上下水道ビジョンの策定について

今回、小樽市上下水道ビジョンの上位計画である小樽市総合計画の策定がおこなわれていると聞いているのですが、今後この水道ビジョンの策定はどうされるのか聞いて、この項の質問を終わりたいと思います。

○(水道) 主幹

(仮称) 第2次小樽市上下水道ビジョンの進捗状況ということでございますが、現在、経営戦略等や経営戦略を見てから策定する料金システムの充実の項を除いた形で、今取りまとめを行っているところでございますけれども、今回の北海道胆振東部地震による課題が見えてきております。それが広報活動や発電機、燃料確保などについて追加が必要になるかどうかということで、また検討は改めてやっているところでございます。

平成30年第1回定例会の建設常任委員会で、素案を第4回定例会でお示ししたい旨の報告をしておりますけれども、この北海道胆振東部地震の課題検討や上位計画であります総合計画との調整が必要になりますので、改めて第4回定例会の建設常任委員会でスケジュール等について報告をしたいと考えております。

○山田委員

◎病院事業会計決算について

小樽市「経営健全化」審査意見書から、病院事業会計については順調に経営されていると私も見えています。平成26年度以来となる、今回、資金不足が起きているように見受けられますが、まずこの不足についての説明をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○（病院）経営企画課長

今委員からお話がありましたとおり、順調に経営されているのだけれども約1,400万円の資金不足の原因ということでございますが、お話しのとおり運転資金としましては、昨年度よりも2億2,400万円ほどプラスになってございます。

しかしながら、会計基準の改正というのがこの間平成26年度にありまして、その経過措置が28年度の決算をもって終了となってございます。その累計としまして、約3億500万円計上しなくてはならないという状況のために、マイナス1,400万円ほど不足という数字が出たと。

ちなみに、この3億500万円ほどの影響の中身なのですが、賞与引当金が2億9,300万円、貸倒引当金ということで約1,000万円ということになってございます。

○山田委員

それでは、次に小樽市各事業会計決算審査意見書から病院事業会計について少しお聞きします。患者数や病床利用が順調にふえています、建設改良費が前年と比較で200%ふえています。この内容について説明してください。

○（病院）経営企画課長

この建設改良費でございますが、平成29年度から実は新小樽市立病院改革プランということで今やっておりますけれども、経費の部分についても一定の考え方がございまして、この医療機器の更新に充てるこの部分については、基本的には1億円を枠として考えていきたいというところがございます。

ただ、これは耐用期間がきたからすぐにかえるということではなくて、使える限り使おうと。ただ壊れてしまうと診療に影響するというので、実は血管造影X線診断装置というものがございまして、これが旧病院から持ち込んだものでございまして、平成17年8月の導入でございます。12年が過ぎて、だましま使っていたのですが、もうもたないということで、これが約2億円を少し過ぎる感じですけども、この部分を購入せざるを得なかった。その部分の中でこういった200%という形になったという状況でございます。

○山田委員

突然そういうような形で壊れたということでは、仕方がないということで考えます。ただ、私が高等看護学院に行ったときにAEDがあったと思いますが、今回AEDを購入されているのですけれども、これはAEDが壊れたということで考えてよろしいですか。

○（病院）経営企画課長

高等看護学院のAEDでございますけれども、これも実は旧病院から移設しましたものでかなり型も古く、実はバッテリーの使用期限というものがAEDにはございます。さらに体につけるパッド、これも交換部品で、これも期限がございます。実は移設したということでかなり古い型で、しかも期限が両方きいていたということで、部品の交換ということも一つ視野には入れたのですが、20万円で新規のものを入れられるということの中で、こういった選択をさせていただいたというところでございます。

○山田委員

本当に素早く、現に使えるもの、そういう古いものは使えなくなっているということがよくわかりました。

次に、職員数と職員給与費の支払い額の推移についてお聞きします。職員数は減りました。この内容的には、看護師と薬剤師、ただ、そのかわりふえた方が臨床検査技師や医療相談員と聞いています。その内訳をお聞かせいた

だきたいと思います。

○（病院）事務課長

ただいま御質問のありました、決算審査意見書にあります職員数の推移について御説明いたします。

まず決算審査意見書には減少になったということで、看護師及び薬剤師となっております。看護師の減少については13人減少しております。薬剤師についても1人減少しております。あと、職種別にほかの職種を少し見てまいりますと、医師が1人増、それから診療放射線技師が1名増、臨床検査技師が2名増、あと職種としては医療相談員が3名、栄養士が1名、それと事務職員が3名という内訳になっております。

なお、ここで薬剤師と臨床検査技師について人数の増減があるのですが、この人数の表記が各年度末の3月31日で、退職者を除くというふうになっております。つまり、3月31日に退職された方については、この1日だけ除くような形になっておりますので、実質的な増減が薬剤師と臨床検査技師についてはなかったということになります。

○山田委員

それでは、今、職員数は聞きましたが、この職員給与支払い額がふえた理由について、どのような理由で支払い額がふえたのか、それと退職手当約3億3,000万円、これもあるのですが、この内訳についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（病院）事務課長

職員給与と支払い額がふえた理由ということでございますが、平成29年度、決算年度の期中におきまして、まずは通常ある給与改定であるとか、それから定期昇給であるとかというような増要素がございました。あとは、職員数では医師の増ということで、先ほど年度末を比べると1名増ということでしたが、実質、期中では5人ほどふえているということで、そういった職員の増による増加があったということでございます。

次に退職手当約3億3,000万円の内訳でございますが、職種別に金額を説明していきたいと思います。まず、医師について約2,980万円、看護師が約2億8,330万円、それと薬剤師が約2,130万円となっております。

○山田委員

ある程度職員の給与についても、医師だとか看護師、薬剤師の推移があり、上昇した理由、それと今の退職手当についても、こういうような増があったということで押さえておきます。

◎病院まつりについて

それでは、私の最後の質問になりますが、病院まつりについて聞いていきます。

病院まつりはこれからまたありますが、この経費については、どの支出科目に入るのか。雑費なのか、それともPR費なのか、そこら辺を少し聞かせていただきたいと思います。

○（病院）事務課長

病院まつりに関する経費の支出科目ということでありますが、総体の金額としては20万円ほどなのですが、支出の中身としましては、例えばチラシやポスターの手数料であるとか、それから看板等を業者につくっていただくということで、消耗備品という科目になるのですが、こういったものであるとか、それから備品関係を少しこの期間だけイベント用に借りるということがありまして賃借料、それと子供が来たときに提供するゲームの景品とかそういったものがありまして、これが消耗品です。それと、最初のポスターの印刷関係は印刷製本費ということでございます。

それとイベントに関しまして資材の撤去費等がありまして、こちらについては手数料という形で経費のそれぞれの節から支出されております。

○山田委員

この病院まつりは、ことしで何回になるのですか。

○(病院) 事務課長

4 回目となります。

○山田委員

では過去 3 年間、それについて少しお聞きしますが、来場者数や来場者の何らかの要望だとか、そういうのは以前の 3 年間で何か押さえてはありますか。

○(病院) 事務課長

まず、これまで過去 3 回の来場者なのですが、申しわけありません、初回が探せなくて、2 回目と 3 回目についてなのですが、2 回目が 677 人、3 回目の昨年が 643 人ということで、おおむね 600 人くらいの来場をいただいております。

それと要望についてですが、例えば健診関係を無料で測定、いろいろ血糖値とか、そういったものを測定するというような、そういうようなコーナーもあるのですが、それを今まで態勢の関係で人数制限を設けていたとかそういうことがありまして、それについてはもっと受けられたらといったそういったものがあって、それについてことは 90 周年ということで、特別の周年事業もありまして、そういったところでもありますので、人数制限を撤廃して、そういった形でもっとたくさんの方に御利用していただけるようになど、そういう工夫はしております。

○山田委員

私も毎年楽しみにしております。前に行ったときには、やはり 10 時から並んで、多くの市民が並んでいたことも記憶しております。こういった小樽病院の宣伝にとってはすごくいい企画だと思っています。

それで、最後の質問になりますが、この親しみのある身近な病院としての今後の経営もしていただきたいと思っております。それについて、最後に何かあればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○(病院) 経営企画課長

今後のという部分を含めてお答えさせていただきますけれども、まず平成 29 年度、冒頭でお話しさせていただいた、順調に経営させていただいたというような状況の中で、やはり先ほども御紹介しました改革プラン、これが 4 年間の計画で 33 年度には経常収支の黒字化に向かいたいという考えでございます。

まずは 29 年度で大きく入院外来の収益が伸ばせたという部分もございませけれども、そういった部分を着実に今後も引き続き行いながら、計画どおり 33 年度には経常収支の黒字化に向かいたい、そのような形で考えてございます。

○横田委員

◎小樽市地域公共交通網形成計画について

小樽市地域公共交通網形成計画からお話をお尋ねいたしますが、平成 29 年度は 2 回小樽市地域公共交通活性化協議会を開いています。3 回目は 30 年に入ってからですけれども、ホームページを拝見しました、この質問をするに当たって、極めて情報量が少ないのです。この問題に関心を持っている人は相当いると思っておりますので、まず充実させていただきたいという要望です。

釧路市を見ました。釧路市は物すごい情報量です。資料から、議事録から、いろいろなものをカラーで載せていまして非常に見やすいので、これについて少し御意見をお聞かせください。

○(建設) 角澤主幹

ただいまのホームページの掲載量のお話の件でございますが、まず、協議会の議事録を掲載してございますけれども、他都市では釧路市のように詳細まで一言一句掲載している例もございませますが、また、ほかの町では簡易なものとして掲載している例もございませ。

小樽市の場合はこちらかという簡易なものということでの掲載になるのですが、やはり何十ページもというこ

とになるかというよりは、ある程度ポイントを絞って簡易な形で載せたほうがという判断の中で、今回そういう形をとらせていただきました。

ただ、今後は、今、委員から御指摘がございましたように、今回までの情報量の少なさというのは少しあるのかなという部分も感じますものですから、議事録に関しては全文を載せるということは、それはこれから、まだ不明ではございますけれども、これまでの掲載の形式よりは協議内容がもう少しわかる形で掲載できるように工夫していきたいと考えてございます。

また、資料につきましても、公表の有無もあわせて検討してまいりたいと考えております。

○横田委員

簡易な載せ方と言っていましたが、簡易過ぎます。議事録がA4で2枚だとか、そういうのではわかりません。第3回に至ってはPDFにしている、3行ですよ、主な内容が。それでは困るなと思いますので、しっかりとやってください。

それともう一つは、このバス事業者等から、早く協議会をつくってくれと言われて、いろいろな問題があつてようやくできました。ただ、スピード感がないのです。今後の話をします。これは建設常任委員会で少しお話しさせてもらいましたからあれなのですが、釧路市ばかり例にとってあれかもしれませんけれども、釧路市は平成28年3月に第1回をやって、1年3カ月でもう130ページくらいの計画ができています。小樽市は29年11月から間もなく1年たとうというのですけれども、いまだアンケート調査の概要も出ていない。協議会にそういう報告もされていない。速報版はされたようだけれど。

昨年度につくった計画といいましょうか、工程が少しまずいのではないかという気がしますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○（建設）角澤主幹

ただいまの協議会の進捗がおこなっているのではないかという質問でございますが、釧路市の場合は協議会を立ち上げから計画の策定まで1年半といった形で進んでいるようでございますけれども、他都市の協議会の状況などを見ますと、立ち上げから2年くらいの議論を踏まえて計画策定に至っているという例がやはり多く見受けられております。

小樽市の場合は昨年11月末に協議会を設立いたしまして、それと比較しますと1年近くたった中では、計画の策定は来年度くらいを目指すのですけれども、それだけを協議会の立ち上げからの進捗として比較した場合には、小樽市の場合は、釧路市とは別に、他都市と比べるとそれほどおこなっているというふうには考えていないところでございます。

○横田委員

冒頭言いましたけれども、事業者からの強い希望もあつてやっと開けたわけですから、そういった希望に沿うようにスピードアップしていただきたいと思っております。

この質問をするために議事録などを見たのですが、昨年の第3回定例会で私は一般質問だったのですが、そのときにこの地域公共交通網の形成に関して、市は当時の中央バスの社長からこの件に関して、3度ほどの抗議文をいただいているわけです。

そして、それに対しては、前の市長は、いや、私はそんなこと言っていないという、詳しい経緯は省略しますが、皆さん十分御存じだと思いますので。それで、少し議事録を見ていましたら、前市長がこのように言っているのです。これはなぜ聞くかといいますと、市長がかわって、環境が変わったということで、それまでなかなか言えなかったことも、職員の皆さんが違うことになるのかなということで聞かせていただいております。

私の当時の質問に対して答弁漏れということで指摘したのですが、それに対して市長から、市長が中央バスの社長にいろいろな、例の赤字補填の話をしたのかというときに、そういう事実はあったと言っているのです。

ということは、市の回答書は虚偽のことを書いてあるわけです。今の社長、当時の常務が、当時の建設部長と次長に、市長が言ったことに対してあなた方も、お二方もそういうふうを考えているのですか、同じ認識ですか、市から中央バスに問いかけがあったのですか、その問いかけに答えないから協議会を開催していただけないのですかという質問をしているのです。この質問の前提は、市長がそういうことを言ったということにほかならないわけです。

それで、答弁でもあったというふうになっているのだけれども、本当は実際に現場にいた前建設部長にお聞きしたいのです、そういう流れがあったのかどうなのか。しかし、今は違う所属ですから聞けないので、事前に、建設部長にヒアリングしてみてくださいというお話を職員の方にしたのですが、それはいかがでしょうか。

○建設部長

昨年の平成29年第3回定例会の答弁のことで、その当時、部長、次長に別途質問があったかということにつきましては、質問があったという形で確認はとっております。

○横田委員

そうすると、そういう事実があったのですよね。あったのに、私は話していませんという、前の市長がそういう文書を出しているわけです。これは昔のことだからいいという話ではなくて、きちんとした企業から文書番号をとって文書が来た、収発件名簿で受けた、そしてこちらから行政庁として回答した。その一連の流れが、このままではおかしいのではないですか。

実際に行政の継続性等もありますから、現市長が行くのかどうかはわからないにしても、職員も調査をしたところ、前市長は前社長が言われるようなことを言っていましたという、何かそういう措置をしなければならないのではないですか。現実に文書が残っているわけですから。それを上書きというか、実際上書きではないけれども、何かしらの方法で、しっかりと中央バスに謝罪なり、間違っていたというか、訂正なりをしないと、文書がいつまでもずっと残っていますよね。これについては部長、どうお考えですか。

○建設部長

確かに横田委員のおっしゃるとおりに、昨年度の何度かの文書のやりとりの中で、確かにそれが中途半端といいますか、途中で解決しないままに残っているというのは、実態になっているかと思っています。

今、我々は実際に、この計画策定に当たっても中央バスの協力を得ながら確かに進めております。ただ、その件につきましては、確かに整理されていないところもありますので、改めて中央バスとこの文書の件については整理をしていきたいというふうには考えております。

○横田委員

迫市長は就任後、会長と社長にお会いしているそうです。お会いできたというか、挨拶に行っているそうです。その中の話はもちろんわかりませんが、きちんとした、今、部長がおっしゃったように整理をしていかないと、これからの公共交通のいろいろなお話がある中で、しっかりと後始末をしないでおやめになってしまいましたけれども、それは現市長には申しわけないですが、あるいは事務方に申しわけないけれども、しっかりと今言われたように整理をされて、何かしらの措置をとっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎除排雪について

私からは除排雪ということなのですが、主に排雪に関して質問させていただきたいと思います。

改めて、今回いろいろな資料もメモとしていただきまして、自分なりに分析していくと、ひどさが改めてよくわかりました。

3月の第1回定例会のときに排雪量について質問させていただきましたけれども、今回は各ステーションの排雪に至るまでの状況について、本当は細かく質問したかったのですが、私の伝え方が悪くて思っているような資料と少し違ったものですから、3月の第1回定例会のときの資料を主に使って質問させていただきたいと思います。

質問に入る前に、まずは、今、横田委員がおっしゃってございましたけれども、市長がかわるといろいろな点で大きく変わってくるというのはよくわかりましたし、各委員が指摘されているように、やはり問題があった部分であれば、しっかりと話していただきたいというのが私の思いですし、予算特別委員会でも話させていただきましたが、その検証と責任の所在も含めて検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

そういう部分も入り口としまして、平成29年度の除排雪の質問をさせていただきたいと思います。まず、29年度は除排雪についてどのような視点に立って取り組まれたのか伺いたいと思います。

○（建設）維持課長

平成29年度の除雪計画につきましては、除雪作業に重点を置きながらも、主要交差点の見通しの確保の増加、それから観光に配慮した排雪を新たに取り組みに加えて、これを基本の作業視点として実施していたものということでは認識しております。

○秋元委員

それで、平成29年度の除排雪の分析というのはどのようにされているのかお聞かせいただけますか。

○（建設）維持課長

平成29年度の除排雪の分析ということでございますが、詳細な部分につきましては、今後総合的な検証ということで進めていきたいというふうには考えておりますけれども、市民の声等を勘案した場合、やはり29年度は排雪対応が十分ではなかったのかなということで分析しております。

この点を踏まえまして、30年度におきましてはバス路線、それから小・中学校周辺の通学路等、主要な路線を優先した排雪ということで、今年度は昨年度に比べまして16万立方メートル増加した形の50万立方メートルということで、排雪作業を強化したいという中で予算を盛り込まさせていただいたものであります。

○秋元委員

総合的にというお話をいただいたのですが、何をどう分析しようとされているのか、それを少し伺いたいです。これまでも前の市長のときには、その年度の除雪についてはいろいろと問題点を指摘する中で、やはり分析が非常におくれてきているのです。結局は分析がされないままに次の年度の除排雪が始まってしまうということが続いてきたわけですから、まずこの29年度、市長がこれから30年度の除雪を行っていきますけれども、29年度の何をどういうふうに分析されようとしているのですか。

○（建設）建設事業室片山主幹

何を分析されるかという御質問かと思いますが、昨年度の除排雪を見ますと、やはり作業のおくれというのがどういう原因なのかということをおまず検証していきたいと思っております。その背景にあるもの、それが人員の不足ですとか、機材の不足ですとか、その他の原因によるものなのか、その辺を見きわめていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

作業のおくれだという、そこを分析するということなのですが、後ほど、この作業のおくれについて一つ

一つ指摘させていただきたいと思うのです。そこで、平成29年度の排雪費のステーションごとの決算額と予算に対しての執行率はどのようになっていますか。

○（建設）維持課長

今の御質問ですけれども、排雪という形では、発注としては地域総合除雪ということですので、排雪は積算上ということでお答えさせていただきたいというふうに思っています。

排雪につきましては、全体で決算額については約2億9,100万円ということで、ステーションごとということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ステーションごとでいきますと、第1ステーションの北地域でいきますと約4,200万円、第2ステーションの松ヶ枝地域におきましては約5,400万円、第3ステーションにつきましては望洋台・朝里地域ということで約3,500万円、第4ステーションでいきますと銭函地域ということで約2,600万円、第5ステーションということで手宮地域では約4,400万円、第6ステーション勝納地域ということで約5,900万円、第7ステーション若竹・桜地域ということで約3,100万円というような内訳になってございます。

これに対しての執行率ということでは、最終的な予算流用前の執行というようなイメージでよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、全体で約2億6,200万円という排雪費用で、積算上ですけれどもそういう形で見ておりまして、第1ステーションで約3,200万円……

（「執行率で」と呼ぶ者あり）

執行率でいきますと……

（「予算があるわけですからステーションごとに。そこでわからないですかね、設計上のあれ」と呼ぶ者あり）

済みません。地域総合除雪で整理していたものですから、排雪の執行率という形で、ほぼ大枠で執行率とニアリーだとは思いますが、第1ステーションでいきますと約93%、第2ステーションでいきますと約100%、第3ステーションでは約102%、第4ステーションでいきますと約99%、第5ステーションでいきますと約99%、第6ステーションでいきますと約106%、第7ステーションでいくと約90%という形での執行をしております、この時点で。

○秋元委員

それで、ステーションごとの排雪計画路線と実績、また、ステーションごとの苦情の主な内容を少しお聞かせください。

○（建設）維持課長

排雪を実施しなかった箇所割合ということですが……

（「計画路線と実績ですね」と呼ぶ者あり）

実績ですね、失礼しました。排雪の計画上の箇所でございますと、第1ステーションでいきますと56カ所、実績が27カ所。

（「路線ですね。27路線」と呼ぶ者あり）

そうです。一応、箇所という押さえにしていますけれども、イコール路線に近い形になっています。

第2ステーションでいきますと、179に対して116、第3ステーションでいきますと83に対して27、第4ステーションにつきましては87に対して53、第5ステーションでいきますと118に対して72、第6ステーションでいきますと189に対して106、第7ステーションでいきますと57に対して26ということです。延長ということも……

(「いや、延長は大丈夫です」と呼ぶ者あり)

それと主な苦情ということですが、第 1 ステーションにつきましては全体で 276 件ありましたけれども、一番多いのが排雪依頼ということで 71 件。第 2 ステーションにつきましては全体で 506 件ありましたけれども、排雪依頼が 195 件。第 3 ステーションにつきましては全体で 299 のうちの排雪依頼が一番多くて 96 件。第 4 ステーションにつきましては、全体で 224 件あったうちの一番多かったのは、第 4 ステーションは除雪依頼ということで 77 件。第 5 ステーションは全体で 316 件あったうちの、一番多かったのが排雪依頼ということで 105 件。第 6 ステーションが勝納地域ということで 648 件あったうちの排雪依頼が一番多くて 271 件。第 7 ステーションが全体で 266 件あったもののうちの一番多かったのが除雪後の苦情ということで 75 件という形になっております。

○秋元委員

ほぼこれで私の質問の結論が出てしまうのですけれども、計画路線に対する実績に驚きました。これは余りにも少な過ぎるのではないかと。ましてや予算の執行率がほぼ 90% 以上で使い切っているのです。

第 3 ステーションにおいては 102% ということなのですが、第 3 ステーションは計画路線が 83 路線あって実績が 27 路線ということは、そもそも設計自体がこれは問題あるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(建設)維持課長

当初設計におきましては、やはり予算の考え方もあって、どうしても気象状況に応じた予算といいますか、そのシーズンの気象状況に応じた予算を満足に組めないということもありまして、当初設計としては確かに少ない場合もございます、例年です。ただ、その実態の気象状況に合わせた対応ということにつきましては、結果としてこういう形になっていますので、路線の排雪の割合というのは非常に少なかった。そういう意味では、第 3 ステーションの排雪ということは正直なところ、この結果を見る限りでは十分ではなかったのかなというふうには捉えているところです。

○秋元委員

第 3 ステーションに限ったことではなくて、一番多いところでも第 2 ステーション、計画路線の実績における執行率は、第 2 ステーションは 65% ですが、一番少ないのが第 3 ステーションで 33% なのです。これで第 3 ステーションは 102% の排雪費を使い切っているのです。

そもそも、当初の見積もりが甘かったのもありますし、補正予算も各定例会でたくさんの議員から補正予算をしっかり組むべきだという話があったのですけれども、それもされず結局、市民の、今聞きますと七つあるステーションの中で五つのステーションで排雪依頼が一番多かった。ということを見ると、これは市民の要望に全く応えられていないということだと思うのですけれども、これに対して、この数字を見た限りどのように思いますか。

○(建設)維持課長

委員の御指摘のとおり、この数字が物語るもの、それから市民の声の排雪依頼の多さということで、例年、排雪依頼というのが大体市民の声に占める割合は 20% くらいということですが、昨年、一昨年とやはり 30% ということになると、やはりその辺の市民ニーズに十分に答えられていなかったのかなと、この数字を見てシーズンを振り返ると、こういうことで私どもとしても捉えるところであります。

○秋元委員

すぐく問題があったというふうに思うのですけれども、ことしの第 1 回定例会で、1 月 26 日までの排雪路線の決定をしてから、排雪した路線と執行率について資料をもらって私なりに調べました。その結果なのですが、第 1 ステーションは 1 月 26 日までに 26 路線なのです。計画路線が 56 路線ということですから、大体執行率が 46%、第 2 ステーションは執行率が 42%、第 3 ステーションは 33%、第 4 ステーションは 38%、第 5 ステーションは 21%、第 6 ステーションは 32%、第 7 ステーションは 44% ということで、1 月末の時点なのですが、これから雪が降るという 2 月を目前にして、例えば市民の安全・安心ですとか危機管理上、排雪路線の決定がおくれたのは確かなの

ですが、そもそもの考え方に問題があったのではないかというふうに思うのです。要するに間違っていたのですよ、数字を見る限りでは。

これはもう顕著にあらわれているのですけれども、この辺についてはいかがですか。これは正しかったと言えますか、こういう判断が。

○（建設）維持課長

確かにシーズン中、道路パトロールをして、路線の状況は見ていたということがありました。ただ、限られた予算というのがございまして、対応するという中では、やはり除雪、拡幅というのを目いっぱいしながら、ぎりぎりまで対応を、排雪をしないで頑張っていこうというような基本的な部分もあったかと思います。

それ以降に協議があつて、協議で排雪が決定した後においても、排雪にやや点的な対応が多かったということもあつて、なかなか線的な部分がなかったがゆえに排雪のおくれというのが全体的に見えてしまったという、そういうのもございますので、確かに数字、その他のことを勘案しますと、十分な対応ができていなかったのかなというふうに思っているところであります。

○秋元委員

十分ではなかったというか、考え方がそもそも間違っていたのです。

それで、違う数字ですけれども、これもまた1月26日までの時点で、ステーションごとの、初めて協議簿が本部に上がってから決定されるまでの平均日数と排雪が実施されるまでの平均日数を少し調べてみました。

第1ステーションは決定までが約12日です。実施までが約6日。第2ステーションは決定までが15日、実施までが約9日。第3ステーションは、驚いたのですけれども、決定までが26日、実施までが約4日。第4ステーションが決定までが約6日、実施までがこれも6日です。第5ステーションは決定までが約7日、実施までが5日。6ステーションは決定までが9日、実施までが約7日。第7ステーションは決定までが約11日で、実施までが約6日ということで、第3ステーションは突出して決定するまでが約1カ月かかっているのです。それで、実施するまでたったの4日なのです。

この状況を資料をもとに見てみると、これまたひどいのですが、第3ステーションは1月末までに27路線排雪するのですけれども、そのうちの15路線が3日以内に排雪しているのです。決定から3日で排雪しているのです。27路線のうち15路線が3日以内なのですけれども、残りの9路線が決定した次の日に入っているのです。1カ月も決定までにかかって、次の日に排雪に入っている。こんなことがあるのかなと思うのですけれども、通常、普通に考えてもこんなことはないですよ。どうですか、経験上こんなことは考えられますか、どうですか。

○（建設）維持課長

確かに委員の御指摘のとおり、排雪決定するまでに日数もかかっていますし、実施するまでの日数もかかっております。特に第3ステーションは今の御指摘のとおり非常に長いスパンを要しているという数字は確かに言えるかと思えます。

第3ステーションの特徴を少しお話しさせていただきますと、割と予防保全的に計画的に排雪を上げられるステーションになりまして、排雪協議自体を早目に上げてくるということで、私どもがパトロールした中では、まだ状況的には排雪に至らないだろうというケースもありました。

その辺は、確かに協議は早目だったということで、期間は長く見えます。結果として、やはり長かったといえますか、その辺があつたのですけれども、それについては第3ステーションの工夫によって、投入排雪ですとか、そういう部分も少しやっていますので、しのぎながら進めていたという現実があります。

それにいたしましても、期間が長かったというのは今後の課題かなというふうには思っております。

○秋元委員

事業者の方が早目に計画的に協議簿を出していたと。これは本来、市が考えることなのではないですか。パトロ

ールをしてその場所を見て、まだ雪がそんなに積もっていないから排雪しないということではなくて、2月に入ったらどれくらい雪が降るのか、過去何年間でどうだとかという降雪量とかも考えて、例えば交通障害が起きないように、市民の生活には影響が出ないようにと、本当は市が考えなければならぬのに、事業者がそういうことを考えて早目に協議簿を出しているのに、1カ月も決定までかかってしまって、あげくの果てに次の日に排雪に入らなければならないという、この結果はあり得ませんし、どれだけその事業者の方に負担をかけているかというふうに思うのですけれども、第3ステーションだけなのです、こんなことがあるのは。望洋台と朝里地域です。

第3ステーションに住んでいる方々は本当に御苦労されたのではないかと思いますし、我が党の斉藤議員にも話を聞きましたけれども、市民の方も、住民の方も、町会の方々も、本当に口をそろえて今までで一番悪いと言っていたというこの結果が、一目瞭然でこういう結果にあらわれているのです。

どうしてこの第3ステーションだけ極端にこういう結果になっているのですか。

○（建設）建設事業室片山主幹

第3ステーションの状況でございますけれども、そのステーションを構成する業者は、先ほどの答弁でもありましたように、計画的に作業を行いたいということで早目に協議を上げてきております。さらに、その業者は自前でダンプですとかそういう人員、機材を確保する能力を有しておりますので、市の排雪協議が調ったらすぐにも作業ができるように常に備えているという状況もございます。

ですから、協議の期間は長いのかもしないですけれども、常にいつでも作業に入れるように備えていただいているという状況が排雪決定からすぐに作業に入ったという事象になっているというふうに考えております。

○秋元委員

余り理由になっていないですけれども、2月に例年ですと1回や2回は結構な量が降るではないですか。そういうこと考えると、やはり事業者が考えられているように、まずは1月の末の時点でもう少し執行率を上げて路線排雪しないと、これは本当に事業者の方が、今はそうやって対応してくれていますけれども、万が一のことがあったら第3ステーションの地域の方々に、もちろん市民生活に大きな影響があるわけですよ。それは今までの市の考え方に甘えがあるのではないかなと思うのです。それは他のステーションと同じように、早目早目に対応してあげて協議をしていくと、結論を出していくということにしなければ、本当に第3ステーションの事業者、また、市民の方々に多大な迷惑をかけているというふうに思いますから、しっかりと分析していただきたいというふうに思います。

それで、また少しおもしろい数字があるのですけれども、今回の平成29年度は特に先ほど来お話ししているように第3ステーションが非常に悪いです。俺が住んでいるからと言っていましたけれども、もう少しおもしろい数字がありまして、協議簿が上がって、協議簿には実施するところは実施と書いてあるのです。見合わせるところは見合わせと書いてあるのですけれども、要するに見合わせ率、見合わせと書いてあるのはどれくらいの確率なのかということで、見合わせ率というふうに仮に私がつくりまして、計算させていただきました。そうしたら、ここもひどいのです。1月26日時点で協議簿が上がって、どれくらい排雪実施の判断がなされたのか、協議簿をもとに分析してみました。協議簿では実施見合わせとの判断があるために、仮に見合わせ率といたします。第2ステーションで協議簿が上がった路線が1月26日までで142路線、見合わせたのが51路線、36%が見合わせになった。第3ステーションは協議簿が上がった路線が65路線、見合わせたのが53路線で82%が見合わせになっているのです。

第3ステーションで排雪したいというふうに協議簿を見ればわかりますけれども、同じ路線で何回も協議簿が上がっているのです。その都度見合わせとなっているのですけれども、結果8割が1月26日までの間に見合わせになってしまっている。これについてはどう思いますか。当然、雪の状況とかもあるわけですよ。それについてはどのように考えますか。

○（建設）建設事業室片山主幹

今の見合わせ率という数字の件でございますけれども、第3ステーションで8割を超えた見合わせ率になっているということでございますが、先ほども答弁させていただきましたけれども、第3ステーションでは早目早目の協議を上げてくる形になります。その協議箇所については市の職員が現地を確認して、まだ排雪のタイミングではないという判断をしながら、第3ステーションを担当している業者とも相談しながら、いつ排雪を行うかというタイミングについては常に打ち合わせをしている状況の中で進んでおります。

ただ、早目に協議を上げてきておりますので、数字上は8割という数字にはなっておりますけれども、手続としては、市からの協議が調い次第、すぐにでも作業に入れるように常に備えていた中での数字ということで私どもは理解してございます。

○秋元委員

本当にそれだけなのですか。今、いろいろな数字を見ても、第3ステーションだけが突出して悪くて、予算も使い切っているのに、排雪計画路線の33%しか排雪できていないという状況です。これは何か本当に第3ステーションだけ狙い撃ちしてやっているのではないかという気すらします。非常に問題ではないかというふうに思うのです。

ほかにも低いですが、ほかの低いところでも48%です、排雪計画路線の執行率。次に低いのが第7ステーションですが46%、3番目に低いのが第1ステーションで48%です。第3ステーションの33%というのは、少し異常です、どう考えても。

○建設部長

私の家も第3ステーションなのであれなのですが、今、秋元委員からいろいろと御質問ありましたが、逆に言えばその数字から見えることというのは、やはり各ステーションの業務の事業者は、前にやっていた計画的な排雪をしなくてはいけないという思いの中で先々に協議を上げていったのではないのかと。

ただ、一方、市はそうではなくて、点で現場確認して、その場で判断していくというその認識といいますか、考え方の違いは出てきていたのではないかと。それが先ほど、秋元委員がずっと最初から言っている市の視点といいますか、考え方の部分がやはり実際の業者が考えているところとミスマッチが起きていたのではないのかなと思っております。

そういったことを踏まえて、今年度からはやはり新しい体制の中で、しっかりと計画的な面による排雪をしていかなければいけないと。そういうためには、しっかり事業者との協議を踏まえた中で意見を聞きながら進めていかなければいけないのではないかと。

昨年までを見ますと、やはりその事業者の計画的な排雪の考え、一方、市は現場確認をして点の排雪、その考え方の違いが出てきていたのではないのかというふうには考えております。

○秋元委員

やはり本当は立ちどまって考えるときが何回もあったわけです。市民からも要望なり、町会の皆さんから要望をいただく機会が毎年ありました。説明会のときにもありました。ところが、やはりそこを振り返って計画を見直すことができなかつた。ただ、自分たちが思うように、前市長ですけれども、やってきた結果、結局はやはり、こういう疑義の残る除排雪になってしまったと。そして、市民の目線に立てていなかったということから言えば、本当に私は大失態だというふうに思います。

だから、多分皆さんの中にもじくじたる思いでいる方もいらっしゃると思います。だからこそ、先ほど横田委員も言っていたとおり、本当の話を、どうしてこんなことが起きてしまったのかというのは、なかなか課長はいなかったのではわからないかもしれませんが、しっかり話していかなければ分析にもなりませんし、上辺だけの見直しをしたところで、本当の市民の願望といいますか、要望といいますか、そういうものには答えられないのではないかというふうに思うのです。

今回、迫市長になって、いろいろと変わる部分もあるかと思いますが、迫市長も市職員を退職された以降は、市民の皆さんからいろいろな話を聞いてきたというふうにお話しされていましたが、本当なら職員の皆さんが今までの3年3カ月と違って、本当に市民の目線に立って除排雪を進めていただきたいというふうに思います。

ただ平成29年度の除排雪は、市民の皆さんが言われたとおり過去最悪だったというふうに考えておりますので、その点はここで申し上げさせていただきたいと思います。

○松田委員

◎家庭児童相談について

私は事務執行状況説明書の中から家庭児童相談について質問させていただきます。

今、子供に対する虐待が問題になっています。時には痛ましい、死に至るようなケースが新聞上で掲載され、実の親やその配偶者からの虐待もあります。そこで小樽市の実態をお聞きしたいと思います。平成29年度の家庭児童相談等の相談によれば、28年度の相談総数が175件に対し、29年度は246件と約1.4倍にもなっています。その相談内訳を見れば、児童虐待相談が29件から92件と3倍以上になっており、相談総数から見ると28年度は17%に対し29年度は37%と2倍以上になっています。それで、増加した要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

平成29年度児童虐待対応件数92件につきましては、まず内訳といたしまして、心理的虐待が55件、身体的虐待30件、ネグレクト6件、性的虐待1件というふうになっておりまして、全国的な傾向もそうなのですが、面前DVとよく言われます、子供の前で配偶者に対して暴力を振ると、こういうものも全て心理的虐待という形になりますので、この部分の件数が大きく伸びているというのが原因であります。

○松田委員

今お聞きしましたら面前のDVが多いということで、そこで、心に対するのが55件、身体が30件ということなのですけれども、そこで虐待者の中にはかねて自分自身も虐待されていたケースもあるということも聞いています。今回の中で、そのような虐待している中にそういう人がいたかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

一般的に、委員のおっしゃいますとおり、幼少時代に自身が虐待を受けていますと、親になったときに虐待をしてしまう傾向は強いと言われております。本市におきましても、さまざまな児童虐待の調査を進めていく中では、その親が実際に子供のころに不適切な養育であったりとか虐待を受けていたことがわかる場合もございますが、具体的に件数を把握しているということはありません。あくまでも今虐待を受けている子供に対して、心理的ケアも含めて適切な養育環境で暮らせるように支援していくと、このことを第一に考えているところでございます。

○松田委員

今答弁がありましたけれども、先ほど言いましたとおり、他都市では本当に死に至るようなケースもありました。それで、身体的虐待で小樽市では入院、治療を要するようなそういう虐待があったかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

本市におきましては、児童の入院など、重篤なケースは発生しておりません。平成29年度におきましては、軽度の傷やあざを把握したケースは6件ございました。

○松田委員

それで、今答弁がありましたとおり、虐待を受けた児童のその後の状況というのが一番大事だと思うのですけれども、虐待を受けた児童のその後の対応についてどのようになっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

平成29年度におきましては、児童に対する危険度が高く、児童相談所で一時保護を行ったケースは2件ございました。その他につきましては、学校、児童相談所なり関係機関との情報収集、また、連携に努め継続的に見守りを行っている状況です。

○松田委員

児童相談等の相談経路を見ますと、児童相談所からの相談が多くなっているのと、それから警察署への通報が4倍近くになっています。警察からの相談というのはどのようなものが多いのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

まず、児童相談所からの経路がふえたという理由でございますが、平成29年度から夫婦げんかなどで地域から警察に通報が入って、警察が現場に赴いて、そこに子供がいちゃった場合につきましては、全て心理的虐待ということで、児童相談所に通告することが義務づけられました。ということで、警察から児童相談所、児童相談所から各市町村に通告が行くと、こういうケースが今非常にふえておまして、そこが件数が伸びている理由でございます。

また、警察からの直接の問い合わせにつきましても、家出とか万引きなりで保護、補導した児童に対して、必ず各市町村に過去の児童虐待の取り扱いについて照会するということになっております。このように警察が今非常に力を入れている関係で、さまざまな通告件数がふえている状況でございます。

○松田委員

相談者の状況を見ますと、相談者の中に家族や親戚、近隣、知人からの相談もあるようですけれども、その中に児童本人からの相談もあるように載っていました。この相談内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

児童が直接、各市町村とか警察に、自分が虐待を受けているという相談事例はほとんどございません。やはり学校で元気がないとか、保育所であざが発見されたときに、どうしたのと聞いた中で親に殴られたとか、きちんと食べていないだとか、そういうような情報を得て初動捜査を始めるケースは多々ございます。

○松田委員

この相談の内容によっては、やはり複数の機関がかかわることが多く、しかしその情報が情報共有されずに、先ほどの例にあったように最悪のケースに至ったものがあります。各機関の連携はどうなっているのか、最後にその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

委員のおっしゃいますとおり、児童虐待を防止するためには市役所単独の機関での対応は非常に難しくなっております。さまざまな背景がございます。やはり児童虐待を今後防ぐためには、関係機関との情報共有、また、連携が不可欠だと考えております。

こども福祉課におきましては、さまざまな機関をつなぐネットワーク機関でございます、要保護児童対策地域協議会を担っておりますので、今後も引き続き関係機関、警察、医療機関、保育所、学校とかとの情報共有に努めながら、悲惨な児童虐待案件が発生しないようにこれからも取り組んでいきたいと考えております。

○松田委員

悲しいことですが、虐待を含め家庭児童相談も年々増加する一方です。また、虐待は昼夜、曜日を選びませんし、担当者の方も大変御苦労もあるかと思っておりますけれども、未来の子供たちのために、安心・安全を守るために、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。